

仕 様 書

件 名	飲料水水質検査	作成年月日	令和 7年 2月12日
		所 属	国分駐屯地業務隊管理科 防衛技官 大西 正二

1 場 所

鹿児島県霧島市国分福島2丁目4番14号 陸上自衛隊国分駐屯地
鹿児島県肝属郡南大隅町佐多辺塚字松橋2148-2 陸上自衛隊佐多射撃場

2 実施内容

陸上自衛隊国分駐屯地及び佐多射撃場の水質検査

3 一般事項

- (1) 駐屯地・射撃場内に入出門する際の手続きは、官側の指示に従い実施するものとし、手続きに係る費用の全ては請負業者の負担とし、一切官側に請求しないものとする。
- (2) 本役務に際し、疑義を生じた場合は速やかに係官と協議するものとする。
- (3) 作業上、軽微なもので当然必要と思われる事項は請負業者の責任において実施するものとする。

4 特記事項

- (1) 飲料水水質検査役務を受諾する業者は、環境省が認定する業者とする。
(環境省の認定する業者とは、水道法第20条の4に適合し登録された業者)
- (2) 毎月、採水した検査水を佐多射撃場及び国分駐屯地から回収出来る業者とする。
- (3) 事前に官側と日程調整を実施し、確実に履行する事とする。
- (4) 官側が、環境省の認定に関する書面を求めた場合、速やかに提出すること。環境省の認定書等の写し及び水質検査機器の器具名、器具の性能を示した書類の写し等を提出する。
- (5) 毎月の飲料水水質検査結果は、その月末までに、報告を実施出来る業者とする。また、検査結果について、異状が発生した場合、速やかに報告を実施する。
- (6) 検査結果については、水道水基準値・検査方法（環境省告示等）・検査期間・依頼者住所・依頼者氏名・採水日時・天候等・採水地点・試料名（飲料水）・採水者の氏名及び所属等を記載して提出すること。また、判定を記載して、適合しているか必ず記載して提出する事。